

寄せられたご意見と回答(令和7年10月～12月受付分)

令和7年10月から12月までに広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容をご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 インフルエンザ、コロナの予防接種有料化について

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p><input type="checkbox"/> コロナ・インフルエンザ予防接種が今年度有料となった。足立区は自己負担0円、品川区はインフルエンザ0円・コロナ2500円であるが、大田区は両方とも2500円と物価高騰で年金生活者は大変厳しい内容。なぜ自己負担になったのか、他区より負担額が多いのか。</p> <p>■ 高齢者のインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症定期予防接種は、法律の定める定期接種B類に分類され、個人の重症化を予防するための接種は実費を徴収することができるものとされている。</p> <p>区はこれまで、基本的な自己負担額を2,500円とするものの、東京都補助の活用や新型コロナウイルス感染症との同時流行による医療機関のひっ迫等を鑑み、集団的な感染予防のため、年度により自己負担額を免除としていた。</p> <p>インフルエンザと同様に、高齢者向けの他の予防接種（高齢者肺炎球菌ワクチンや带状疱疹ワクチンなど）も自己負担をお願いしている。</p> <p>物価の高騰により高齢者の方々に負担をかける形となるが、今後も直近の経済情勢や区の財政状況を踏まえ、金額の見直しを検討するためご理解願いたい。</p>	感染症対策課 予防接種担当 電話 03-4446-2643

2 ふるさと公園の歩道について

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p><input type="checkbox"/> 1歳の子どもとふるはま公園に行くことが多く、砂場以外の歩道エリアも犬と人のエリアを分けてほしい。複数の犬を連れたペットシッターの方などが歩いており、赤ちゃんと歩いているととても危険に感じることもある。友人から大型犬に乗っか</p>	地域基盤整備第一課 公園管理担当 電話 03-5764-0643

<p>られそうになったことや嘯まれそうになったことがあると聞き、とても怖く感じている。エリア分けを検討いただきたい。</p> <p>■大森ふるさとの浜辺公園は、家族連れの方を始め、お年寄りの方、ペットを連れて来た方、ランニングしている方、自転車利用の方など、多くの方々が利用している。園路は、こうした多様な方々が最も多く利用する施設であるため、特定の利用者を制限することは、特段の危険がない限り、難しいと考える。</p> <p>ペットの散歩は、リードを付けて飼い主が制御するようお願いしているが、危険を感じた場合は公園スタッフからの声掛けも可能のため、お知らせください。また、当該人物に警告の効果がない場合は、警察への通報も効果的と考えられる。</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

3 施設利用料金の設定の考え方について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□ 2026年度から施設の使用料金が改訂されるが使用料金の設定の考えが、施設の運営など原価等から設定すると聞いた。区民が利用しやすい使用料と考えるが原価と言う考えは、どこから話が出たのか、区からか、議会からか教えてください。この原価の考えは議会が承認したと考えるのは正しいのか。</p> <p>■ 公共施設を管理運営し、施設サービスを提供するには、施設の維持管理や人件費などの経費が伴う。</p> <p>これらの経費は、施設サービスを利用する方が負担する施設使用料と税金によりまかなう仕組みとなり、施設使用料は、対象経費等を基に算出している。</p> <p>この算出方法は、区民の皆様の負担の公平化を実現し、よりいっそう受益者負担の適正化に資するとともに納得感を得られるものとなるよう、「施設使用料の基本的な考え方」として令和6年7月に区が制定している。</p> <p>この基本的な考え方に基づき、各施設の使用料を定めた条例を改正し、条例改正時は議会の議決を得ている。</p> <p>今後も、区民負担の公平性確保と施設サービスの維持・向上を目指す。</p> <p>(区ホームページ)</p> <p>https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/suuji/yosan_kesan/hakusho_jyoukyou/r07sissetsusiyouryou.files/01_sissetsusiyouryounokaitai.pdf</p>	<p>企画課 自治体経営担当 電話 03-5744-1654</p>

4 路上喫煙で困っています

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□近隣の方が公道や自宅周辺で頻繁に喫煙され、大変困っている。引っ越して以来 20 年以上この状況が続き、洗濯物にタバコの臭いが付くなど、実質的な被害を受けている。しかし、近所付き合いの関係もあり、地域の住民の中で直接注意できる人はいないのが現状。少なくとも、路上喫煙を禁止している大田区においては、時代の流れや健康意識の高まりを踏まえ、もう少し配慮をいただきたい。</p> <p>行政から、例えば「自宅内で空気清浄機を使用しながら喫煙する」など、周囲に配慮した喫煙方法について助言することは可能か。本人は近隣に迷惑をかけている自覚がなく、悪意のある行動ではないと感じるので、第三者的な立場である行政からの穏やかな指導が有効かと考える</p> <p>勤務先でも、近年はタバコによる「スメハラ（スメル・ハラメント）」について議論される機会が増え、社内でも所定の空気清浄機の設置された喫煙場所でのみ喫煙が認められ、社会全体でも喫煙マナーへの意識が高まっている。地域としても対応を可能であれば、区役所からその方へ電話やチラシ等でのお知らせも効果があるのではないかと、検討いただきたい。</p> <p>■現行の「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」では喫煙する際は周りに配慮することが定められている。</p> <p>区では、上記の条例を周知するため相談のあった地域への指導員派遣による巡回指導を行っているため、指摘のあった地域周辺の詳細な時間帯を教えていただければ、指導員を派遣し重点指導を実施する。</p> <p>条例の内容をより多くの区民に周知することで生活環境の向上に努めていくので、ご理解いただきたい。</p>	<p>環境政策課 環境政策担当 電話 03-5744-1366</p>

5 住宅用家屋証明書の郵送申請ができない件について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□住宅用家屋証明書の郵送申請ができない件について、他のほとんどの区役所では郵送申請で認められている。足立区役所は郵送とオンライン上で請求して電子決済もできる。</p>	<p>建築審査課 電話 03-5744-1386</p>

<p>弊社は少人数で運営、直接窓口に行く時間を捻出するのが難しい時がある。</p> <p>オンライン請求、電子決済のシステム導入が難しい場合は郵送申請だけでも認めていただきたい。</p> <p>■住宅用家屋証明書は、申請内容について審査を行っており、郵送の場合、不足書類や誤記載等の不備などがあつた際のやり取りに時間を要することから、申請の受付を窓口のみとしている。</p> <p>現時点での郵送受付は行っていないが、今後、電子申請取扱いの拡大など情勢の変化等によっては、オンラインや郵送申請の受付も検討していく。今後とも区政への理解と協力をお願いする。</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

6 保育園の主食について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□給食の主食がパンや麺の日が増え、ご飯の日が月に8回程度しかない。栄養面を考えられていることは承知しているが、保護者としては米中心の食生活を望んでいる。</p> <p>家庭でも子どもがパンを好むようになり、食生活に影響が出ている。</p> <p>お米は物価高で家庭でも負担が大きく、「給食だけでもお米中心にしてほしい」という保護者の声は多いと思う。</p> <p>ぜひ、来年度以降の給食で 米の提供回数を増やすことを検討していただきたい。</p> <p>■区立保育園では、食事計画として日本人の食事摂取基準に沿った栄養給与目標量を設定し献立を作成している。主食は、米飯、パン、うどんやスパゲティ等の麺類を取り入れ、主食に合う主菜、副菜、汁物を基本とした献立を作成。</p> <p>私立保育園等も同様に食事計画を作成し、各園で給与栄養目標量を設定して給食を実施していることを把握している。</p> <p>区立保育園で提供するパンは給食開始当初より市販品でなく、区が定めた材料の配合割合と種類、大きさで、区内パン組合と価格、納品回数を協定し、学校給食パンの製造も担う業者の手作りで焼き立てのパンを提供している。</p> <p>また、区立保育園給食献立の直近9月から12月の中で、月により差はあるが麺類は平均4回、パンは平均10回、米飯は平均10回。その他、米を使ったおにぎりのおやつも、月平均で4</p>	<p>保育サービス課 保育指導担当 電話 03-5744-1643</p>

<p>回実施予定。</p> <p>実施した献立は、こどもの食べ具合や食べ方、残菜量を把握し、各園でもより良い給食になるよう実施されている。</p> <p>いただいた意見を参考に、給食がお子様の成長、発達に必要な栄養を給与するだけでなく、様々な食経験を積み重ね望ましい食習慣や豊かな人間性の形成に資するよう、今後も季節に合った食材や料理を取り入れるなど努めていく。</p> <p>引き続き、保育園給食の運営に理解と協力を願いたい。</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

7 小学校の連絡アプリについて

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□まなびポケットは非常に使いやすく重宝していたが、teturuに代わりとても不便になった。</p> <p>Web画面で欠席連絡もお知らせを見ることができない。</p> <p>連絡アプリは利便性を上げるためのツールだと思うが、明らかに利便性の下がる変更をした理由を知りたい。</p> <p>■まなびポケットの操作に慣れ親しんでいたところにteturuへの切り替えにより不便を感じることになり、申し訳ない。</p> <p>区は、スマートフォンやアプリが社会生活に浸透する中、電話による保護者連絡のさらなる縮減を見込み、学校と保護者をつなぐ連絡アプリとして、teturuを導入した。teturuには、兄弟姉妹の画面を一元管理する新機能や、学校からに加えて教育委員会等からの連絡もダイレクトに受け取ることができる新機能などがあり、教員にとっても、保護者からの欠席連絡を従来のまなびポケットよりもさらに正確かつ簡便に把握できる等の利点があるため、理解願いたい。</p> <p>なお、指摘のとおり、teturuはWeb画面で欠席連絡やお知らせ配信を受信することはできないが、アプリへログイン後「設定」→「メール受信設定」をオンにすることで、メールでもお知らせを受信することができるので、活用ください。</p>	<p>指導課 学校支援担当 電話 03-5744-1696</p>

8 感震ブレーカー遮断器の補助金の対象拡充について

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□感震ブレーカー遮断器の補助金の対象拡充してほしい。</p> <p>他区では、感震ブレーカーの対象者を絞らず区民全員（一世帯一回）としているところやNHKのニュース（見たのは港区の内容）でも首都直下地震の被害を減らすには、一つでも感震ブレーカーの設置を増やすことがよいとのこと。</p> <p>所得制限や場所制限を行うことで、本当に必要なところにまで行き渡らないように思う。</p> <p>全額補助でなくてもいいので、2万円までは補助を検討してほしい。</p> <p>■感震ブレーカーは、一定の所得水準を満たす高齢世帯等を対象に、無料支給事業を実施している。</p> <p>また、区民の皆様が利用可能な防災用品のあっせん事業において、あっせん品目の一つとして感震ブレーカーを取り入れている。</p> <p>いただいた貴重な意見も踏まえ、引き続き、感震ブレーカー関連事業の充実に努めていく</p>	<p>防災危機管理課 管理担当 電話 03-5744-1235</p>

9 交差点のカーブミラー設置願い

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□西六郷小学校のスクールゾーンに指定されている交差点は、児童の通行が非常に多い場所。しかし、一時停止の標識はあるものの、見通しが極めて悪く、左右からの車両・自転車の接近を確認しづらい状況が続いている。実際に、危険を感じる「ヒヤリ」とする場面が頻発しており、大変強い危機感を抱いている。</p> <p>児童を含む歩行者の安全を守るためにも、カーブミラーの設置は急務であると考えます。事故が起きてからでは遅く、未然防止の観点からも早急な対応を切に願う。</p> <p>■要望いただいた交差点について、現地を確認した。</p> <p>カーブミラーは、道路通行におけるあくまで補助施設であり、映す対象が人や自転車など小さい場合、十分に視認性が確保できないという危険があるため、区では現在、区道上にて車が車を確認するケース以外ではカーブミラーを設置しておらず、運転手の徐行、目視による確認をお願いしている。</p>	<p>地域基盤整備第二課 地域基盤整備担当 (道路・河川管理) 電話 03-5713-2007</p>

<p>本交差点から西六郷小学校へ至る路線は一方通行の入り口となっており、車が車を確認する状況にならないため、カーブミラーは設置せず別の形で安全対策を行っている箇所となる。</p> <p>なお当該箇所はこれまで通学路の点検などで、管轄の蒲田警察署、小学校と現地調査を行っており、現在安全対策として、東西方向路線と南側路線を確認するカーブミラー、路面のカラー加工、スクールゾーン標示、自転車ストップマークや複数の注意喚起看板の設置を行っている。</p> <p>いただいた指摘は、警察署へ個人情報をも伏せた形で情報共有を行うとともに、薄くなっている路面標示の塗り直しや注意喚起看板の位置の見直しなどの検討を進め、区では引き続き、適切な交通安全対策に努めていく。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--